海田町選挙管理委員会告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項,第80条第1項,第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は,次のとおりである。

令和7年10月23日

海田町選挙管理委員会委員長 上 長 仁

50分の1の数 493人

6分の1の数 4,104人

3分の1の数 8,208人